

2020年9月号 (Vol.4)

個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理と 2021年に予定される個人情報保護法制の統合について

I. はじめに

II. 個人情報保護制度見直しの背景

III. 中間整理の概要

IV. 地方公共団体関係の動き

V. 今後の動向

森・濱田松本法律事務所

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

atsushi.okada@mhm-global.com

弁護士 根橋 弘之

TEL. 03 6266 8921

hiroyuki.nebashi@mhm-global.com

弁護士 蔦 大輔 (主執筆担当)

TEL. 03 6266 8769

daisuke.tsuta@mhm-global.com

I. はじめに

内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（議長：内閣官房副長官補（内政担当）。以下「タスクフォース」といいます）及びその下におかれた「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」（座長：高橋滋 法政大学法学部教授。以下「検討会」といいます）は、2020年8月28日、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」（以下単に「中間整理」といいます。）を取りまとめました。中間整理は、同月29日から同年9月28日までパブリックコメントを募集しています¹。

個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」といいます）については、2020年6月に改正法（令和2年法律第44号）が成立し、主な規定は2年以内に施行（以下、本改正法による改正後の個情法を「改正個情法」といいます）されますが、中間整理によれば、2021年にさらに改正法案が提出される可能性が高いと考えられます。

本ニュースレターでは、タスクフォースにおける検討の経緯、留意すべき点、今後の動向について概観します。

II. 個人情報保護法制見直しの背景

1. 現在の個人情報保護法制²

現在の日本における個人情報保護法制では、個人情報を取り扱う主体によって、適用される法令が異なります。個情法は、理念等を規定する第一章から第三章までにつ

¹ <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060200829&Mode=0>

² 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver1.0」（2020年3月2日、以下「ハンドブック」といいます。）Q10 参照。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

いては、すべての主体を適用対象としており、基本法的機能を有しているものの、具体的な義務規定等については、民間の個人情報取扱事業者のみを適用対象としています。

その上で、国の行政機関については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」といいます）、国立大学法人を含む独立行政法人等については独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独個法」といいます）が適用され³、さらに、地方公共団体については、各々の地方公共団体が定める個人情報保護に関する条例（以下、「個人情報保護条例」といいます）が適用されます⁴。個情法と行個法・独個法においては、個人情報の定義が異なることをはじめとして、官民で異なる規律が置かれています。

また、民間事業者による個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が監督を行う一方で、国の行政機関、独立行政法人等による個人情報の取扱いについては、総務省が法令を所管、地方公共団体による個人情報の取扱いについては、条例で規律されているというのが現状であり、こうした複雑化した個人情報の取扱いを官民間わらず一元化すべきであるという批判が多く見られました。

2. 学術研究分野における留意点⁵

研究分野においては、以下のとおり研究に携わる主体によって適用される個人情報保護関連法令が異なるため、複数の主体が共同研究を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には留意が必要です。

主体	適用法令
国立大学法人、研究開発法人	独個法
公立大学	地方公共団体が定める 個人情報保護条例
私立大学、民間研究機関	個情法
民間企業	個情法

民間事業者による研究分野に関して、個情法は、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者による学術研究の用に供する目的での個人情報の取扱いについて、個人情報取扱事業者に課される義務を適用除外とする旨が定められています（個情法 76 条）⁶。また、個人データの第三者提供は原則として本人同意が必要ですが（同法 23 条 1 項）、公衆衛生の向上を目的としており本人の同意を得ることが困難である場合等には、本人の同意は不要とされています（同項 3 号）。

³ 行個法 6 条 2 項、7 条などのように、例外的に民間部門に直接適用される条項もあります。

⁴ 個人情報保護委員会が公開する「個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ」を参照。 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_framework.pdf

⁵ ハンドブック Q11 参照。

⁶ その他関係する規定として、個情法 43 条（個人情報保護委員会の権限行使制限）などが挙げられます。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

私立大学と企業が共同研究を行う場合や、企業が設立した研究機関が研究を行う場合等に当該適用除外規定が適用されるか否か、また、個人データ⁷の第三者提供が許容されるか否かは、ケースバイケース⁸であり、具体的な事情に照らして吟味・検討する必要があります。

また、行個法・独個法に関しては、個情法 76 条に相当する適用除外規定はなく、第三者提供が認められる範囲も個情法と異なります。まず、利用目的の範囲内における保有個人情報⁹の第三者提供については、本人の同意なく行うことが可能です（行個法 8 条 1 項、独個法 9 条 1 項）。また、利用目的外の第三者提供であっても、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に保有個人情報を提供する場合には、業務の遂行に必要であり、相当な理由があれば可能とされています（行個法 8 条 2 項 3 号、独個法 9 条 2 項 3 号）¹⁰。

現行法制でこうした複雑性を是正するため、政府は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の指針やガイドラインを定め、研究主体が公的部門に属するか民間部門に属するかにかかわらず共通して適用される個人情報の取扱いに関するルールを定めていましたが、指針等による規律の平準化という手法をとると、最も強いまたは広い規制に全体をそろえることとなるため、結果として規律の厳格化を招くという問題や、指針によって法律に上乘せされる規律については、法執行を行うことができないという問題がありました。

3. タスクフォースの立ち上げと検討

このように、官民における個人データの流通に関するルールや、学術研究に係る取扱いについて法の適用除外の有無等が異なるため、これに起因する不均衡や不整合について、是正が必要という意見が従前からありました。

こうした背景を踏まえ、2015 年に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「2015 年改正法」といいます。）附則 12 条 6 項においては、「政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏

⁷ 個人情報データベース等（個情法 2 条 4 項）を構成する個人情報をいいます（同条 6 項）。要するに、データベース化されていない散在情報については、同法 23 条は適用されません。

⁸ 具体的には、個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A」Q8-3、Q8-4 に基づいて判断する必要があります。

⁹ 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関（当該独立行政法人等）が保有しているものであり、行政文書に記録されているものをいいます（行個法 2 条 5 項）。文書化されておらず職員の記憶に残っている情報は含みませんが、データベース化されていないものも含まれるという点で一般的には個情法で規定される個人データより広い概念といえます。

¹⁰ この点に関連して、2019 年 11 月に、「研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会」が開催され、当該研究会での検討結果も踏まえて、2020 年 5 月には、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、総務省行政管理局長、文部科学省研究振興局長が共同して「研究活動における保有個人情報の取扱いについて」と題する通知を发出しており、現行法に基づく取扱いが解説されています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

まえ、新個人情報保護法2条1項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする」と定められ、法制の一体化を含めた検討を行うこととされていました。

2020年の個人情報改正法案の提出に先立ち、2019年12月に個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」においては、「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」と明記され、同月、内閣官房にタスクフォースが設置されました。タスクフォースの下に有識者等により構成される検討会が設置され、2020年3月から8月にかけて、合計6回の検討会が開かれ、同年8月17日に開催されたタスクフォース及び検討会において、中間整理が決定されました。

Ⅲ. 中間整理の概要

中間整理は、主に、(1) 個人情報法、行個法、独個法の統合、(2) 医療分野、学術分野の独法等に適用される規制の統一、(3) 適用除外規定の精緻化、(4) 定義等の統一を大きな見直し事項としています。

1. 個人情報法、行個法、独個法の統合

個人情報法、行個法、独個法の3つの法律について、個人情報法をベースに1つの法律に統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が一元的に所管することとしています。

(1) 規定の整理について

公的部門は、行政に対する国民の信頼を確保するという観点等から、行個法、独個法に基づき、民間部門とは異なる規律が設けられてきました。

例えば、個人情報法の改正を受けて行個法等を改正し、要配慮個人情報¹¹という概念を導入した際にも、個人情報法では、取得時の制限やオプトアウトの禁止といった特則が置かれていましたが、行個法・独個法は、もとより行政機関等が機微性の高い情報を取得して利用することが前提となった法令であったこと等を理由として、特則といえるほどの規律は設けられませんでした。

官民で全く同一の規律とすることは困難ですので、個人情報法をベースとして、行政

¹¹ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（個人情報法2条3項、行個法2条4項等）をいいます。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

機関等の特性に応じた規律を追加する形で統合することが検討されています¹²。

(2) 個人情報保護委員会による一元的な所管

個人情報保護委員会による一元的な所管とは、具体的には、統合後の法律の執行（法令適用主体に対する監視・監督）、法令にかかる企画・立案統合後の法律の有権解釈権の帰属等を意味しています。

現在、上記のとおり、行個法・独個法を所管しているのは基本的に総務省ですが、2016年の行個法・独個法改正により導入された非識別加工情報（個情法の匿名加工情報に相当するもの）に関する規律については、個人情報保護委員会が所管することとなったため、現在、一部を総務省、一部を個人情報保護委員会が所管しているという状態です。統合後は一元的に同委員会が所管することが適当とされています¹³。

2. 医療分野、学術分野の独法等に適用される規制の統一

医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用することとし、その一環として、個情法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大することとしています。

(1) 法人単位規制構造の転換の是非

上記Ⅱ2. のとおり、官民で異なる個人情報保護に関する規律が適用されることによる影響は、学術研究分野において大きいところです。

現状、わが国の個人情報保護法制は、保有主体の属性にフォーカスして適用される法令が異なるという構造（中間整理では「法人単位規制構造」とされています）となっていますが、情報関係の法制度がすべてそのような構造を採用してそうなっているわけではなく、保有主体ではなく情報の内容にフォーカスして法令を適用するという構造をとっているものもあります。例えば、電気通信事業法4条1項は、保有主体に関係なく、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密という情報の内容等にフォーカスして、それを侵してはならない旨を規定しており、統計法42条は、統計作成のための調査票情報の内容にフォーカスして、それを受領した者について、その者の属性に関係なく適正管理義務を課すという構造になっています。

個人情報保護法制においても、学術研究分野において取り扱われる情報の内容や

¹² 行個法・独個法と個情法とで異なる規定としては、例えば、要配慮配慮個人情報に関する規律のほか、個人情報ファイル簿の作成・公表に関する規定（行個法11条等）、保有個人情報の開示請求（同法13条）等が挙げられますが、こうした規定が行政機関等に対する特則規定として措置される可能性があります。

¹³ 統合後の同委員会の具体的な権限としては、個人情報保護委員会が非識別加工情報の取扱いに関して各行政機関及び独法等に対して有する権限（報告徴収、実地調査、指導助言、勧告）を個人情報の取扱いに拡張することが適当であるとされています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

利用される業務の性格等に応じた規律の構造に転換することが検討会における検討の俎上に上がったようですが、そのようなパラダイムシフトともいえる転換は多大な時間と労力を要することから、現実的ではないとされています。

(2) 規律移行法人

現在、独個法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独法等情報公開法」といいます）においては、適用対象となる独法等が別表の中で定められています。中間整理では、独法等情報公開法の適用対象となる独法等はそのまま維持しつつ、独個法の適用対象となる独法等については、官民の枠を超えたデータ利活用の活発化という情勢変化を踏まえた実質的な判断が必要であり、「各法人における個人情報の取扱いの実質に照らし、当該法人に行政機関に準じた規律を適用するのが適当かどうか」という観点から対象法人を選定すべきとされています。

具体的には、①民間部門において同種の業務を行う法人（カウンターパート）との間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等、本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの（例：国立研究開発法人、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人）については、原則として、民間事業者と同様の規律を適用し（中間整理では「規律移行法人」と定義されています）、②行政機関に準ずる立場で個人情報を取得・保有するもの（例：行政執行法人、日本年金機構）等、①以外のものについては、行政機関と同様の規律を適用することが適当であるとされています¹⁴。

各々の独法等については、様々な省庁が所管しているため、上記①、②の整理について、今後調整が進められていくものと考えられます。

3. 適用除外規定の精緻化

(1) 見直しの必要性

上記Ⅱ.2. のとおり、学術研究を目的とする機関等による学術研究目的での個人情報の取扱いについて、個人情報に基づく義務は現在一律に適用除外とされています（個人情報法 76 条）。しかし、その結果、EU 圏から移転される個人データについては、2019 年 1 月に決定された GDPR45 条に基づく日本に対する十分性認定の効力が及ばないこととされており、EU 圏の機関との共同研究に支障が生じているという意見がありました。

そこで、中間整理においては、十分性認定の効力が及ぶための素地を作るべく、一律の適用除外ではなく、具体的な規定ごとに適用除外の是非を検討することが適当であるとされています。適用除外とすることが適当とされた規定、例外を置く必

¹⁴ このように①と②を分けた場合、①の独法等については、独法等情報公開法は適用されるものの、独個法に基づく保有個人情報の開示請求（独個法 12 条）が適用されないという齟齬を来すおそれがあるため、規律移行法人であっても保有個人情報の開示請求に関する規律を適用すべきとされています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

要はないとされた規定は以下のとおりです¹⁵。

学術研究は 適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的による制限（16条） ・ 要配慮個人情報の取得制限（17条2項） ・ 個人データの第三者提供制限（23条） <p style="text-align: center;">以下の場合には適用除外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学術研究機関等による研究成果の発表又は教授の際に必要な ②提供先が学術研究機関等 ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究実施
学術研究 にも適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の特定、公表（15条、18条） ・ 不適正取得禁止（17条） ・ データの正確性の確保（19条） ・ 個人データの安全管理措置等（20条～22条） ・ 保有個人データの開示等（27条から34条まで） ・ 苦情処理（35条） ・ 匿名加工情報の取扱い（36条から39条まで） <p>◆改正個人情報に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正利用禁止（改正個人情報法16条の2） ・ 漏えい等の報告等（改正個人情報法22条の2） ・ 匿名加工情報の取扱い（改正個人情報法35条の2、35条の3）

(2) 自律性の尊重

個人情報法76条の適用除外規定の趣旨は、学術研究機関の自律性を尊重し、その規律を自主規制に委ねる趣旨であったこと等に鑑み、中間整理においては、大学の自治をはじめとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を努力義務として求めるとともに、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないことが適当であり、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表することが適当であるとされています。

4. 定義等の統一

(1) 個人情報の定義の統一

個人情報法は、それ単体では特定の個人を識別することができない情報についても他の情報と容易に照合することができこれによって特定の個人を識別することができる情報を個人情報としている（2条1項1号）一方、行個法・独個法は他の情報と

¹⁵ 改正個人情報法により導入される規律についても学術研究における適用除外とすべきか否かの検討対象となっており、この前提として、改正個人情報法により導入される規律を公的部門に反映するか否かという点についても、所要の措置を講ずるとされています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

の照合にあたって「容易性」の要件を付していません（2条2項1号）。

すなわち、理論上、行個法・独個法の方が個人情報の範囲が広いことになりませんが、これは、①公的部門が公権力を行使して収集した個人情報について厳格に規律する必要があるという観点、また、②行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」といいます）などの情報公開法制との関係という観点から定義の相違が説明されています。

①については、行個法、独個法の制定・改正の経緯もたどる必要があります。行政機関に関する個人情報保護法制としては、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律95号）が制定され、同法では、個人情報の定義において照合の容易性が要件とされていましたが、同法を全面改正する形で2003年に行個法及び独個法が制定された際に、規律の厳格化の必要性の観点から、敢えて照合の容易性が要件から外されたという経緯があります。

よって、公的部門が取り扱う個人情報の規律について再度照合の容易性を付すことは、理論上は個人情報の範囲を再度狭めることを意味するため、これを正当化するためには、照合容易性の再追加が公的部門による個人情報の保護レベルを下げるものではなく、また、実体的な影響も小さいという点について緻密かつ合理的な理由付けが必要と考えられます。

中間整理では、この説明として、「例えば」と、下線を付して強調した上で、「行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る」としていますが、独法等に関して同じ理屈が使えるのか、また、実体的な影響が少ないことについて裏付けはあるのかといった点に疑問があります。

上記のとおり、この点の説明については、緻密かつ合理的な説明が求められるところ、最終的な説明が中間整理と大きく変わる可能性があることから、敢えて「例えば」を強調しているものと考えられます。

次の②については、行個法・独個法における保有個人情報の開示に関する規定と、行政機関情報公開法、独法等情報公開法において、非開示となる個人に関する情報について、照合の容易性が問われていない（行個法14条2号、行政機関情報公開法5条1号等参照）こととの平仄を考慮する必要がありますが、中間整理においては、情報公開に関する規定に限っては、照合の容易性の要件を付加しないことが適当であるとされています。また、情報公開法制との関係では、統合後の法において保有個人情報開示請求に関する情報公開・個人情報保護審査会の役割をどうするかが問題となりますが、一元化後もその機能を基本的に維持しつつ、個人情報保護委員会が開示決定等の当否に関する勧告を行うことが適当であるとされています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

(2) 匿名加工情報と非識別加工情報の名称統一

2015年の個人情報改正により導入された匿名加工情報は、翌年の行個法・独個法改正により導入された非識別加工情報と内容としては同一にもかかわらず、別の名称が付されており、極めてわかりにくいことから、中間整理では、一元化を機に名称を統一することが適当とされています。

中間整理では、匿名加工情報と非識別加工情報の相違は、非個人情報（匿名加工情報）か個人情報（非識別加工情報）かであり、照合の容易性によってそれが変わると整理され、「識別行為禁止義務の有無に起因する」という説明は法制化作業においては採用されていないとされています。

しかし、照合の容易性の観点については、行個法2条8項に規定する非識別加工情報のうち、同項の「個人情報」の定義の括弧書きにより民間と平仄を合わせている点を説明することはできますが、「特定の個人を識別することができない」の括弧書きにより、加工後の情報を加工前の元情報等の一部の情報と照合して特定の個人を識別できる（＝個人情報である）としても非識別加工情報であることを否定しないとしている点を、識別行為禁止義務に触れることなく合理的に説明できるかどうかは疑問です¹⁶。

中間整理においては、一元化後の法における方針について、個人情報の定義統一の説明と同じく、「例えば」と下線を付した上で強調しており、やはり、最終的な説明や方針が変わる可能性は否定できません。

IV. 地方公共団体関係の動き

1. 懇談会の状況

上記Ⅲにおいては、個人情報法・行個法・独個法の3法の統一に関する中間整理を外観してきましたが、公的部門としては、この3法のほか、地方公共団体が定める個人情報保護条例をどうするかという問題が残ります。

個人情報保護条例に関しては、Ⅱ3. で言及した2015年改正法附則12条6項の対象外ではありますが、今後の在り方を検討すべく、個人情報保護委員会において、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」が開催され、意見交換が行われてきました。もっとも、同懇親会は第4回で終了しており、検討会の資料として公開された議事録を見る限り、懇談会としてのとりまとめを行うことに一部団体が強く反発し、半ば打ち切る形で終了しており、懇談会としての成果物も特になくという状況です。

2. 今後のスケジュールについて

¹⁶ ただし、中間整理においては、「個人情報の定義を統一する結果として、匿名加工情報は行政機関においても非個人情報であると整理されることになるが、その前提で、民間の匿名加工情報取扱事業者に準じた義務を行政機関にも課することが適当である。」とされており、この中に識別行為禁止義務も含まれるため、結論に大きな影響はありません。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

中間整理によれば、「今後は、有識者検討会において、地方公共団体の意見を十分聞きながら、同懇談会における意見交換の内容も参考としつつ、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について具体的な検討を行うこととし、国及び民間の個人情報保護制度に関する検討と歩調をあわせ、年内を目途にその結果を本タスクフォースに報告させることとする」とされています。

これを受けて、2020年9月7日の第7回検討会において、その検討が開始されていますが、個人情報法、行個法、独個法の3法の統一だけでも多岐にわたる論点がある中で、自治体もこの中に巻き込み、来年度に改正法案を提出することは、論点の多さやスケジュールに鑑みると困難ではないかと思われます。

よって、自治体の個人情報保護制度に関する議論状況等については、検討会における検討状況はもちろん、来年度以降も引き続き留意する必要があると考えられます。

V. 今後の動向

現在、中間整理についてはパブリックコメントを募集しており、それも踏まえて法制化作業が行われることとなります。

タスクフォースにおいて来年の通常国会での提出を目指している法案は、内閣提出法案であることが前提と思われますが、そのためには、内閣法制局の審査を経る必要があります。

中間整理は、大きな方向性のみならず、具体的な条文に則して措置の内容、その理由付けについて踏み込んで記載されていますが、当該措置の内容や理由付けについて、内閣法制局の審査を通過出来るかどうかを含め、中間整理はあくまで「中間整理」という前提で見る必要があると考えられます。

よって、来年、中間整理のとおりの内容で法案が出されるか否かは現時点ではまだ不透明な状況であり、今後の動向をさらに注視し、2020年末頃に公開されると思われるタスクフォースの最終報告を待つ必要があると考えられます。

セミナー

- セミナー 『第4357回 個人データ利活用規制への対応実務と2020年個人情報保護法改正—第三者提供規制への対応を中心として—』
- 開催日時 2020年10月20日(火) 13:30~16:30
- 講師 田中 浩之
- 主催 株式会社FNコミュニケーションズ

データ・セキュリティ NEWSLETTER

文献情報

- 書籍 『プラットフォームビジネスの法務』（2020年10月刊行予定）
 出版社 株式会社商事法務
 編著者 岡田 淳、中野玲也、羽深 宏樹、古市 啓
- 論文 「GDPR: Schrems II 判決が与えた衝撃と今後の展望」
 掲載誌 一般財団法人海外投融資情報財団
 機関誌 『海外投融資』2020年9月号
 著者 岡田 淳
- 論文 「〈論説〉日本版新型コロナウイルス接触確認アプリのアーキテクチャとガバナンスー内閣官房テックチームによる「仕様書」と「評価書」を紐解くー」
 掲載誌 NBL No.1173
 著者 羽深 宏樹
- 書籍 『令和2年改正個人情報保護法 Q&A』（2020年7月刊）
 出版社 株式会社中央経済社
 著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第4回 改正法で何が変わるの？～保有個人データに関する改正点①～」
 掲載誌 会社法務 A2Z 2020年8月号
 著者 田中 浩之、北山 昇
- 書籍 『The International Libel and Privacy Handbook, 2020-2021 Edition』（2020年8月刊）
 出版社 LexisNexis
 著者 【共著】岡田 淳
- 論文 「Mondaq Comparative Guides Cybersecurity - Japan Chapter」
 掲載誌 Mondaq Comparative Guides Cybersecurity
 著者 田中 浩之、嶋村 直登、蔦 大輔
- 論文 「カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）の実務対応」
 掲載誌 IJ ビジネスリスクマネジメントポータル
 著者 田中 浩之

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- 論文 「企業法務最前線 2020 年個人情報保護法改正」
掲載誌 月刊監査役 No.713
著者 田中 浩之

NEWS

- 蔦 大輔 弁護士のコメントが、中日新聞および東京新聞の『疑いの段階？陽性判明後？ 新型コロナ 感染情報、共有いつから』と題した記事に掲載されました)

- MHM D&I Policy を公表いたしました

当事務所では、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するために、MHM Diversity & Inclusion Policy を策定・公表いたしました。

詳細は、当ウェブサイト「[Diversity & Inclusion](#)」をご参照ください。また、当事務所におけるダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組みについては、下記特集ページも併せてご参照ください。

⇒ 特集：[ダイバーシティ&インクルージョンのページへ](#)

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com